

令和7年（2025年）産業連関表の作成に関する基本方針

〔令和7年8月8日
産業連関部局長会議決定〕

統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、GDP統計を軸にした経済統計の改善が掲げられ、産業連関表は供給・使用表（Supply and Use Tables, SUT）体系への移行によるGDP統計の基準年推計の改善を図ることなどが求められた。これを受け、関係府省庁では、基準年SUT・産業連関表に係る基本構成の大枠を決定した（令和元年6月20日産業連関部局長会議決定）。

令和2年（2020年）産業連関表（以下単に「令和2年表」という。）においては、一次統計から直接SUT（供給表及びサービス分野（「サービス産業・非営利団体等調査」の対象産業）に関する使用表）を推計し、それらを踏まえて産業連関表のうち取引基本表を作成するなどの変更を行った。

令和7年（2025年）を作成対象年とする今回の産業連関表（以下単に「令和7年表」という。）においては、これまでの共同事業体制を維持しつつ、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応するとともに、SUT体系への完全移行を行う（一次統計から直接SUT（供給表及び全分野の使用表）を推計し、それらを踏まえて取引基本表を作成する。）必要がある。本方針は、産業連関表の作成上の検討事項等に関する関係府省庁間での共通認識の確保を目的として、令和7年表の作成事業に係る基本的事項を定めるものである。

1 令和7年表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国的基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、各種経済統計等の基礎データにもなっている。

産業連関表のうち取引基本表は、上記重要性に鑑み、平成22年7月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている（平成22年9月24日付総務省告示第345号）。

令和7年表におけるSUT体系への完全移行においては、新たに一次統計から直接、全分野における使用表を投入側及び産出側から推計し、それらを元に計数調整を行うなどの推計手順の検討が必要とされている。

なお、令和2年表において付帯表として作成していた供給表及び使用表は、国民経済計算の基礎データとなることや取引基本表を作成するために必要不可欠な情報となり、取引基本表と一体的に構築されるものである（以下「産業連関表（取引基本表）」には、従前の取引基本表、供給表及び使用表を含む。）。

これらの点を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

2 事業の実施体制

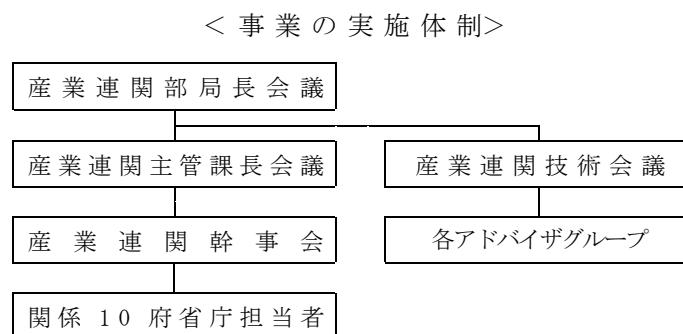
(1) 共同事業体制

令和7年表の作成は、令和7年度を初年度とする5か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

(2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。



< 各 機 関 の 機 能 と 構 成 >

① 産業連関部局長会議

産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。

② 産業連関主管課長会議

産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。

③ 産業連関技術会議

産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。立ち上げ時、産業連関表作成基本要綱の策定時等に開催する。

④ アドバイザーグループ

産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する実務的な助言を行うため、学識経験者をもって、産業連関技術会議の下に、推計、利用及び計数評価等の分野ごとにグループを設置する。

⑤ 産業連関幹事会

産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。

イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「令和7年（2025年）産業連関表の作成に関する基本要綱」（以下「基本要綱」という。）において決定することとする。

産業連関表（取引基本表）における各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。

< 各府省庁の主たる作成業務の分担 >

府省庁	主たる作成業務の分担
総務省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 郵便・信書便、情報通信（他府省庁が担当する部門を除く。） ④ 令和3年度実施のサービス産業・非営利団体等調査の対象部門（他府省庁が担当する部門を除く。） ⑤ 最終需要部門のうち輸出入
内閣府	① 下水道、公務、他に分類されない会員制団体、対個人サービス（他府省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得を除く。）
金融庁	金融・保険
財務省	塩、酒類、たばこ、法務・財務・会計サービス
文部科学省	教育・研究
厚生労働省	① 医薬品、上水道・簡易水道、医療・福祉、労働者派遣サービス、建物サービス、生活衛生関係サービス ② 粗付加価値部門のうち雇用者所得
農林水産省	農林漁業、飲食料品（酒類及びたばこ部門を除く。）、木材、農薬、畳・わら加工品、農林関係公共事業、と畜場、飲食サービス、獣医学
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理、電気・ガス・熱供給、工業用水、商業 ② 情報サービス、新聞、出版、対事業所サービス（他府省庁が担当する部門を除く。） ③ 事務用品
国土交通省	① 建設、不動産、土木建築サービス ② 運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理、貨自動車、自動車整備
環境省	廃棄物処理

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人事費、政府情報システム経費等を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表及び付帯表を作成する方向とするが、基本要綱の策定時までに整理する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。

- (1) 産業連関表（取引基本表）は、投入産出表、生産者価格評価表及び購入者価格評価表として「生産物×アクティビティ（生産物）」のクロス表を、供給表及び使用表として「生産物×産業」のクロス表を作成する。なお、輸入の扱いは競争輸入型及び非競争輸入型（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表は、機械的な計算で算出できる投入係数表及び逆行列係数表等については表の縮減を検討する。
- (3) 付帯表は、雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）、雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）、固定資本マトリックス、自家輸送マトリックスについて、それぞれの利用状況、作成方式を検討の上、産業連関表全体の作成作業の効率化、公表早期化の観点から、作成の在り方を検討する。

さらに、国際比較のため、令和2年表で参考表として作成した「基本価格表示の取引基本表」を付帯表として作成することを検討する。

※ 従前の接続産業連関表については、基本要綱の策定過程でその内容を検討する。

4 作成上の主な検討事項等

(1) 主な検討事項

ア 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定。以下「第IV期基本計画」という。）の課題への対応

第IV期基本計画に掲げられた産業連関表に関する諸課題について、以下の課題を中心に計画的に検討を進める。

① 令和7年表におけるSUT体系への完全移行（手順）の検討

令和7年表では、一次統計から直接SUT（供給表及び使用表）を推計し、それらを踏まえ産業連関表（投入産出表）を作成するなど、一連の移行手順を検討する。具体的には、推計プロセスの整理、部門設定等を重点的に検討する。

イ SNAの国際基準、生産物分類の策定等に伴う課題への対応

① 概念・定義及び推計方法の検討、生産物分類等との整合性の確保

SNAの国際基準の概念・定義や、生産物分類との整合性を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取扱いの検討結果を勘案しつつ、産業連関表における取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推計方法については、「経済センサス・活動調査」や「産業連関構造調査」等の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向上の観点からの検討を行う。なお、技術的事項については、産業連関技術会議を適時開催し、専門的見地からの検討を行う。

② 部門・品目分類の検討

これまでの部門等に関する産業連関部局長会議決定等を踏まえつつ、生産物分類や産業構造の変化等を勘案し、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮し、部門分類を検討する。特に、副業分割の推計方法や、化学や鉄鋼など事業所内取引が主となる部門（経済センサス・活動調査の出荷額を供給表推計に利用できない部門）について十分に留意し検討を行う。

③ 推計基礎資料の拡充

推計基礎資料の拡充を図るため、一次統計所管部署との連携を図りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても重点的に検討する。

(2) 作成の効率化及び相互協力

ア 令和7年表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業連関表の作成業務支援プログラムの見直しを行う。

イ 産業連関表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。また、推計の再現性や継続的な作業実施の確保の観点から、推計の具体的な方法に関する資料を適切に保存する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

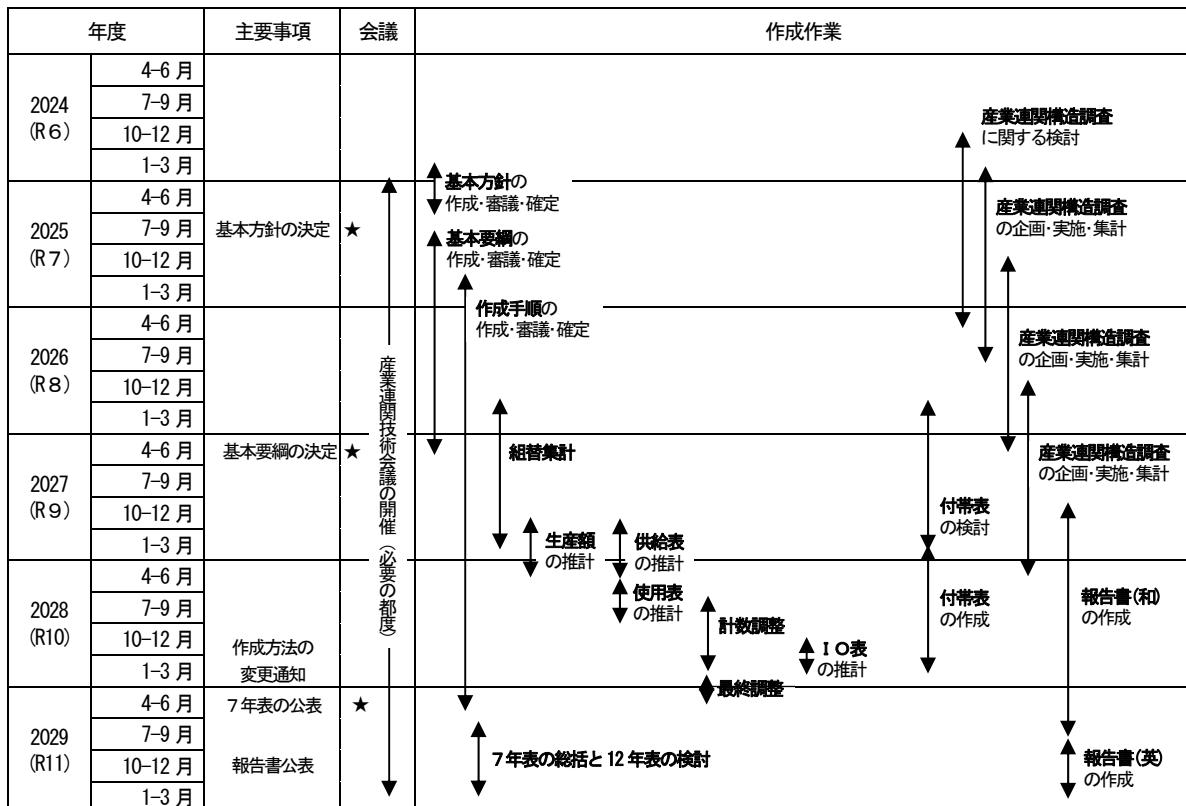
エ 総合解説書（英語版を含む。）の記載内容の縮減や印刷媒体の廃止などの効率化を検討する。

(3) その他

各府省庁は、所管分野での産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討のほか、地域産業連関表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

5 作成スケジュール

令和7年表の作成スケジュールの概要は、以下のとおりとする。



★：産業連関主管課長会議、産業連関部局長会議

○基本方針

事業の実施体制、作成上の主な検討事項、作成スケジュール等の作成・審議・確定

○基本要綱

基礎的事項(統計表の種類と形式、部門設定、作業分担等)、概念・定義・範囲、部門別推計方法、作成課題等の作成・審議・確定

○産業連関構造調査

投入構造、産出構造の把握方法に関する検討、調査の企画・実施・集計

○組替集計

令和8年経済センサス活動調査、貿易統計

※ 令和9年度以降に行う作業は、推計手順・公表時期等に関する検討を踏まえて確定することから、基本要綱の策定に際し見直しを行う。

6 計数の改訂等

産業連関表の計数は、公表時点におけるベストエフォートとして、基礎統計の誤差や一定の仮定に基づく誤差（以下「計数誤差」という。）を含む推計値であることから、計数改訂に関する以下の

内容を検討し、基本要綱に記載することとする。

(1) **計数改訂の実施ルール**

ア 産業連関表推計作業又は基礎統計の誤り以外、公表後に計数改訂は行わない。

イ 産業連関表推計作業又は基礎統計に誤りがあった場合でも、計数誤差の範囲内に収まると評価される場合は改訂しない。その評価に当たっては、推計作業を誤った府省庁又は誤った基礎統計を推計に使用した府省庁による検討を経るものとする。その際、必要に応じて、産業連関技術会議の意見を聴くものとする。計数を改訂する場合は、推計作業を誤った府省庁又は誤った基礎統計を推計に使用した府省庁により改訂に係る推計や説明等を行うとともに、その内容について産業連関表に関するホームページに公表する。

(2) **その他**

ア 本ルールは、令和2年（2020年）以前の産業連関表にも適用する。

イ 産業連関表の計数誤差を小さくするための研究を継続し、推計方法を不斷に見直していく。

7 その他

令和12年（2030年）を作成対象年とする次回の産業連関表の作成の在り方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、令和7年表の作成期間（令和7年度を初年度とする5か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。

[参考] 令和7年（2025年）産業連関表作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

総務省政策統括官（統計制度担当）
内閣府経済社会総合研究所次長
金融庁企画市場局長
総務省統計局統計調査部長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）
農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省大臣官房調査統計グループ長
国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進・情報政策本部長
環境省環境再生・資源循環局長

(2) 産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
金融庁企画市場局総務課企画調査室長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房経済財政政策調整官
文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）
厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官
経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室長
国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長
環境省環境再生・資源循環局資源循環課長